

瀬戸市市税の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 29 年 3 月 31 日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第 7 号

瀬戸市市税の減免に関する規則の一部を改正する規則

瀬戸市市税の減免に関する規則（昭和 40 年瀬戸市規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(市民税の減免) 第 2 条 条例第 31 条の規定により、市民税の納税義務者が次の表の左欄に掲げる者に該当し、同表の右欄に掲げる期日までに条例第 31 条第 2 項の規定による申請をした場合においては、市長は、必要があると認めるときに限り、その者に対し、その者に課する市民税額からそれぞれ同表の中欄に掲げる額を減免する。				(市民税の減免) 第 2 条 条例第 31 条の規定により、市民税の納税義務者が次の表の左欄に掲げる者に該当し、同表の右欄に掲げる期日までに条例第 31 条第 2 項の規定による申請をした場合においては、市長は、必要があると認めるときに限り、その者に対し、その者に課する市民税額からそれぞれ同表の中欄に掲げる額を減免する。			
番号	減免対象者	減免額	減免申請期日	番号	減免対象者	減免額	減免申請期日
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
(8)	<u>地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 1 項の認可を受けた地縁による団体で収益事業を営まないもの</u>	<u>均等割額の全部</u>	<u>条例第 30 条第 1 項に規定する納期限</u>	(8)	前各号に定めるもののほか、市長が特に必要があると認める者	市長が必要と認める額	市長が指定する日

(9)	特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する法人で収益事業を営まないもの	均等割額の全部							
(10)	前各号に定めるもののほか、市長が特に必要があると認める者	市長が必要と認める額	市長が指定する日						

2 同一人が前項の表に掲げる第1号から第4号まで及び第10号の規定のうち2以上に該当する場合には、当該各号のうち、減免額が最も多いものにのみ該当するものとし、当該規定を適用する。

3及び4 <省略>

（条例第59条第1項第1号の規則で定める軽自動車等）

第6条 <省略>

2 前項の身体障害者等とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。ただし、身体障害者等と生計を一にする者が所有する軽自動車等及び身体障害者等と生計を一にする者又は身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者が運転する軽自動車等に係る身体障害者等とは、第1号に掲げる者にあつては音声機能障害を有する者及び障害の程度が下肢不自由について4級から6級までの各級、体幹不自由について5級、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のうち移動機能障害について4級から6級までの各級、心臓機能障害について4級、じん臓機能障害について4級、呼吸機能障害について4級、ぼう

2 同一人が前項の表に掲げる第1号から第4号まで及び第8号の規定のうち2以上に該当する場合には、当該各号のうち、減免額が最も多いものにのみ該当するものとし、当該規定を適用する。

3及び4 <省略>

（条例第59条第1項第1号の規則で定める軽自動車等）

第6条 <省略>

2 前項の身体障害者等とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。ただし、身体障害者等と生計を一にする者が所有する軽自動車等及び身体障害者等と生計を一にする者又は身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者が運転する軽自動車等に係る身体障害者等とは、第1号に掲げる者にあつては音声機能障害を有する者及び障害の程度が下肢不自由について4級から6級までの各級、体幹不自由について5級、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のうち移動機能障害について4級から6級までの各級、心臓機能障害について4級、じん臓機能障害について4級、呼吸機能障害について4級、ぼう

こう又は直腸の機能障害について4級、小腸の機能障害について4級、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害について4級、肝臓の機能障害について4級に該当する者以外のもの、第2号に掲げる者にあつては音声機能障害を有する者並びに障害の程度が下肢不自由について第5項症、第6項症及び第1款症から第3款症までの各款症、体幹不自由について第5項症、第6項症及び第1款症から第3款症までの各款症に該当する者以外のものをいう。

(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める障害の級別に該当する障害を有するもの。ただし、同規則別表第5号に定める下肢不自由又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のうち移動機能障害の障害の級別が7級に該当し、他の障害を有することにより身体障害者手帳の交付を受けている者については、下肢不自由又は移動機能障害の障害の級別を6級とする。

<省略>

(2) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条第1項又は第2項の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表の2又は第1号表の3に定める重度障害の程度又は障害の程度に該当する障害を有するもの(前号に該当する者を除く。)

<省略>

こう又は直腸の機能障害について4級、小腸の機能障害について4級、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害について4級、肝臓の機能障害について4級に該当する者以外のもの、第2号に掲げる者にあつては音声機能障害を有する者並びに障害の程度が下肢不自由について第5項症、第6項症及び第1款症から第3款症までの各款症、体幹不自由について第5項症、第6項症及び第1款症から第3款症までの各款症に該当する者以外のものをいう。

(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める障害の級別に該当する障害を有するもの

<省略>

(2) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条第1項又は第2項の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表の2又は第1号表の3に定める重度障害の程度又は障害の程度に該当する障害を有するもの(身体障害者手帳の交付を受けている者を除く。)

<省略>

(3)及び(4) <省略>	(3)及び(4) <省略>
3 <省略>	3 <省略>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

2 改正後の瀬戸市市税の減免に関する規則（以下「新規則」という。）の規定中市民税（法人市民税に限る。）に関する部分は、平成29年4月1日以後に納期限が到来する法人市民税について適用し、同日前に納期限が到来する法人市民税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

3 新規則の規定中軽自動車税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。